

## 10 労働時間

### (1) 1日の所定労働時間

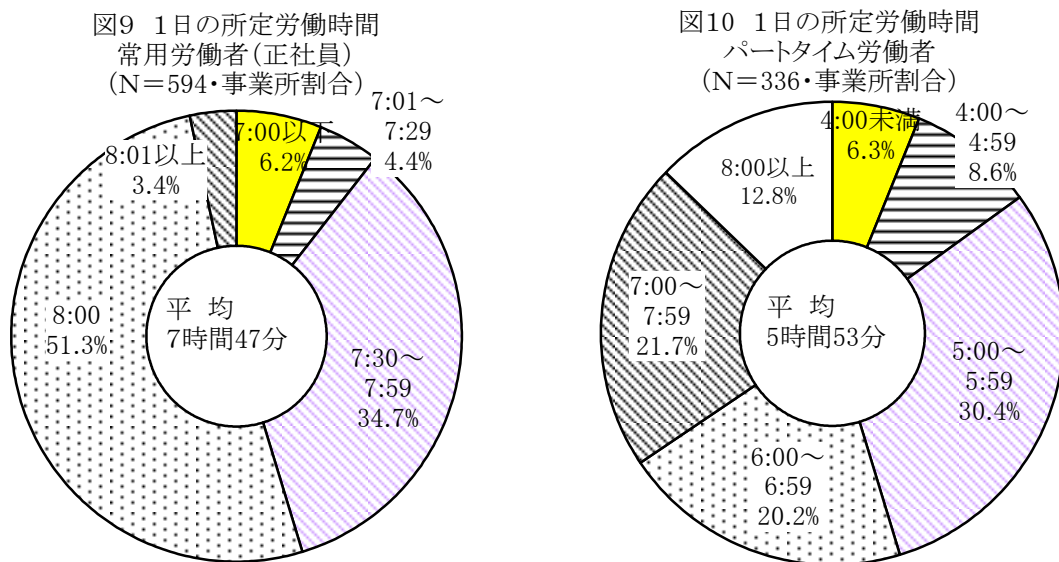
**常用労働者（正社員） 7時間47分，パートタイム労働者 5時間53分**

「常用労働者（正社員）」の1日の所定労働時間は、平均7時間47分（前年7時間51分）となっている。

産業別では、「金融業，保険業」「情報通信業」がそれぞれ7時間21分，7時間39分と所定労働時間が短い。

企業規模別では大きな差は見られない。（図9，付表11）

「パートタイム労働者」の1日の所定労働時間は、平均5時間53分（前年6時間2分）となっている。（図10，付表12）



### (2) 1週の所定労働時間

**常用労働者（正社員） 39時間50分，パートタイム労働者 28時間10分**

「常用労働者（正社員）」の1週の所定労働時間は、平均39時間50分（前年39時間48分）となっている。1週40時間としている事業所は全体の54.0%である。産業別に見ると、「金融業，保険業」「情報通信業」の平均所定労働時間がそれぞれ36時間37分，38時間18分と短い。一方、「宿泊業，飲食サービス業」は平均所定労働時間が41時間を超えている。

また，企業規模別では，「10～29人」と「300人以上」で1時間56分の差がみられる。

（図11，付表13）

「パートタイム労働者」の1週の所定労働時間は、平均28時間10分（前年29時間10分）となっている。（図12，付表14）

図11 1週の所定労働時間  
常用労働者(正社員)

(N = 565・事業所割合)

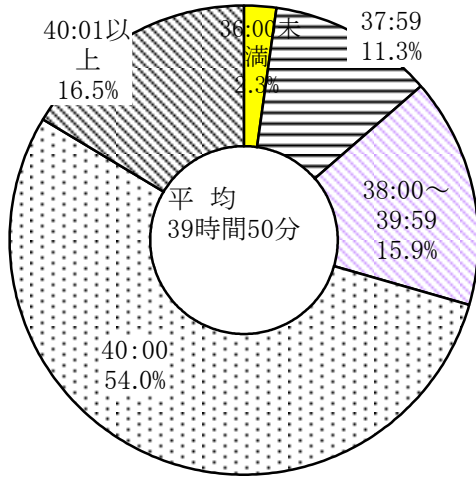
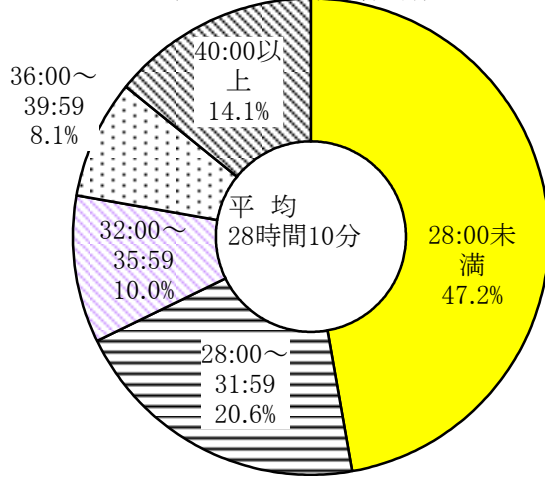


図12 1週の所定労働時間  
パートタイム労働者

(N = 320・事業所割合)



### (3) 所定外労働時間

**常用労働者(正社員) 16時間58分, パートタイム労働者 8時間25分**

「常用労働者(正社員)」の1か月の所定外労働時間の平均は16時間58分(前年15時間42分)となっている。

産業別では、「運輸業, 郵便業」が最も長く32時間00分, 次いで「学術研究, 専門・技術サービス業」が26時間30分となっている。一方, 「サービス業」では7時間55分となっている。(図13, 付表15)

「パートタイム労働者」の1か月の所定外労働時間は, 平均8時間25分(前年7時間9分)となっている。(図14, 付表16)

図13 1か月の所定外労働時間  
常用労働者(正社員)

(N = 426・事業所割合)

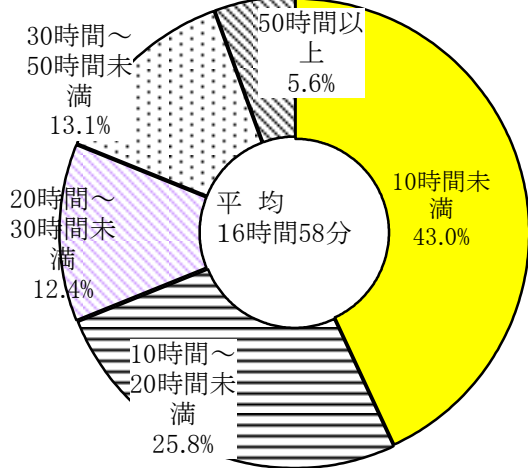
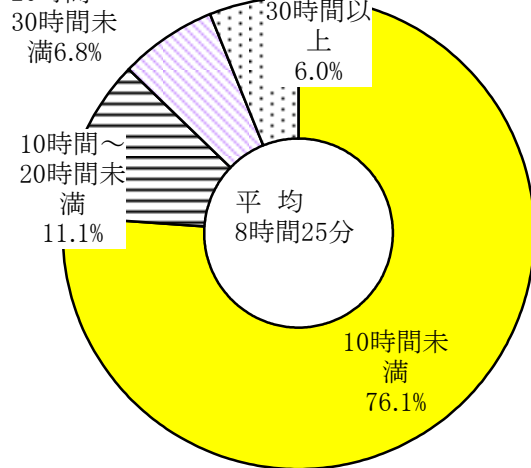


図14 1か月の所定外労働時間  
パートタイム労働者

(N = 117・事業所割合)



## 1 1 長時間労働の状況

### 1か月の所定外労働時間が80時間以上となる労働者がいる事業所 5.5%

長時間労働の実態について調査したところ、1か月（平成24年7月）の所定外労働時間が80時間以上となっている労働者が「いる」と回答があった事業所は全体の5.5%（前年5.8%）であった。

産業別では、「運輸業、郵便業」が22.2%（前年22.2%）と最も割合が高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」の16.7%（同25.9%）となっている。「金融業、保険業」「教育、学習支援業」「その他」では0%となっている。

1か月の所定外労働時間が80時間以上となっている労働者が「いる」と回答があった事業所で、1事業所当たりの当該労働者数は男性5.0人、女性3.0人となっている。

産業別では、男性が「不動産業、物品賃貸業」で10.0人、女性が「宿泊業、飲食サービス業」で5.0人と他の産業より多くなっている。（表11、付表17）

表11 長時間労働の状況（N=617所割合・複数回答）

（単位：％，人）

		1か月の所定外労働時間が80時間以上の労働者		1か月の所定外労働時間が80時間以上の労働者数					
		いない	いる	男性			女性		
				事業所数	人数	平均人数	事業所数	人数	平均人数
全 体		94.5	5.5	30	151	5.0	5	15	3.0
産 業 分 類	建設業	96.3	3.7	4	22	5.5	0	0	0.0
	製造業	93.8	6.3	4	25	6.3	0	0	0.0
	情報通信業	90.9	9.1	1	3	3.0	0	0	0.0
	運輸業、郵便業	77.8	22.2	6	36	6.0	0	0	0.0
	卸売業、小売業	97.4	2.6	4	23	5.8	2	7	3.5
	金融業、保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	92.3	7.7	1	10	10.0	0	0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	83.3	16.7	3	13	4.3	1	2	2.0
	宿泊業、飲食サービス業	93.3	6.7	1	2	2.0	1	5	5.0
	生活関連サービス業、娯楽業	94.1	5.9	0	0	0.0	1	1	1.0
	教育、学習支援業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	医療、福祉	95.8	4.2	2	4	2.0	0	0	0.0
	サービス業	92.3	7.7	4	13	3.3	0	0	0.0
その他	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	95.8	4.2	12	63	5.3	3	9	3.0
	30～99人	95.6	4.4	5	19	3.8	1	5	5.0
	100～299人	92.0	8.0	5	32	6.4	0	0	0.0
	300人以上	91.0	9.0	8	37	4.6	1	1	1.0

## 1 2 週休制度

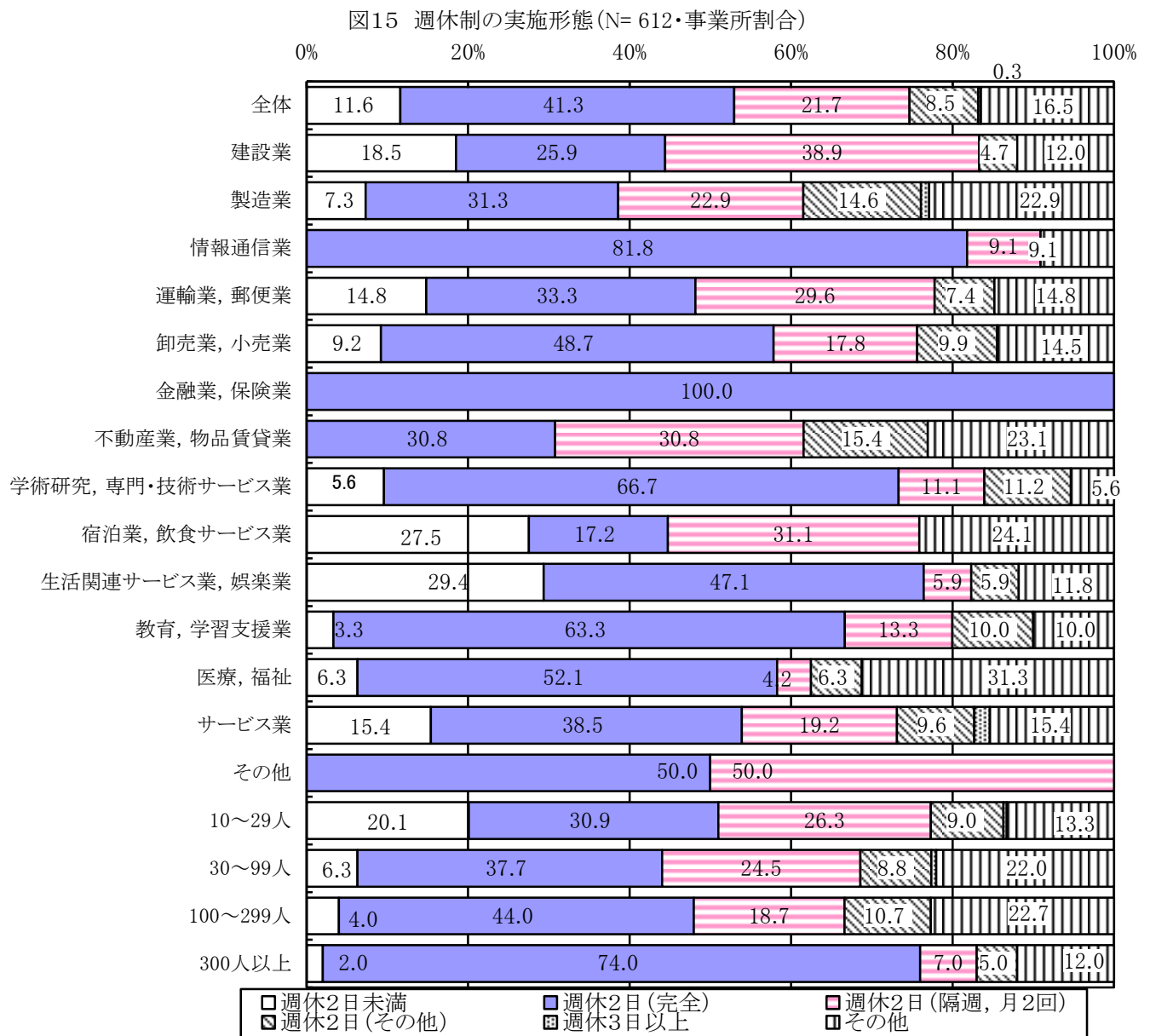
**完全週休2日制 41.3%，隔週又は月2回の週休2日制 21.7%**

週休制の実施形態を見ると、「完全週休2日制」を実施している事業所の割合が41.3%（前年43.3%）と最も多く、次いで「隔週又は月2回の週休2日制」が21.7%（同19.3%）となっている。

産業別では、「金融業、保険業」「情報通信業」で「完全週休2日制」を実施している割合が高い。また、「宿泊業、飲食サービス業」は、他の産業に比べて「完全週休2日制」を実施している割合が低くなっている。

企業規模別特徴としては、規模が大きくなるほど「完全週休2日制」の割合が高くなっている。

（図15，付表18）



### 1 3 変形労働時間制

**1 年単位の変形労働時間制 33.1%, フレックスタイム制 4.2%**

変形労働時間制等について調査したところ、「1 年単位の変形労働時間制」を実施している事業所は全体の 33.1% (前年 34.3%), 「1 か月単位の変形労働時間制」を実施している事業所は 14.8% (同 15.9%), 「フレックスタイム制」実施している事業所は 4.2% (同 5.2%) であった。

何らかの変形労働時間制を採用している事業所は全体の 49.9% で、労働時間のあり方が多様化していることがうかがえる。

産業別では、「製造業」で「1 年単位の変形労働時間制」を採用している事業所の割合が、55.7% と高くなっている。

また、「フレックスタイム制」を採用している事業所の割合は、全体では 4.2% であるが、そのうち「不動産業、物品賃貸業」では 23.1% と高い割合を示している。

(表 1 2, 付表 1 9)

表 1 2 変形労働時間制の実施状況 (N = 614・事業所割合・複数回答)

(単位:%)

		1 年単位の 変形労働時間制	1 か月単位の 変形労働時間制	1 週間単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	裁量労働制
全 体		33.1	14.8	2.0	4.2	1.8
産 業 分 類	建 設 業	47.2	5.6	0.0	3.7	0.9
	製 造 業	55.7	10.3	4.1	2.1	2.1
	情 報 通 信 業	0.0	9.1	0.0	0.0	18.2
	運 輸 業, 郵 便 業	44.4	22.2	7.4	0.0	0.0
	卸 売 業, 小 売 業	25.0	12.5	1.3	7.2	2.0
	金 融 業, 保 険 業	0.0	22.2	0.0	11.1	11.1
	不 動 産 業, 物 品 賃 貸 業	23.1	7.7	0.0	23.1	0.0
	学 術 研 究, 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	27.8	16.7	0.0	0.0	0.0
	宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業	20.0	26.7	3.3	0.0	3.3
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業, 娯 楽 業	5.9	35.3	5.9	0.0	0.0
	教 育, 学 習 支 援 業	40.0	3.3	0.0	3.3	0.0
	医 療, 福 祉 サ ー ビ ス 業	16.7	37.5	4.2	0.0	2.1
	そ の 他	25.0	17.3	0.0	7.7	0.0
	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
規 模 分 類	1 0 ~ 2 9 人	32.3	6.8	2.2	2.5	1.8
	3 0 ~ 9 9 人	42.5	18.1	1.3	1.9	1.9
	1 0 0 ~ 2 9 9 人	37.3	26.7	1.3	4.0	0.0
	3 0 0 人 以 上	17.0	23.0	3.0	13.0	3.0

## 1.4 年次有給休暇制度

### 年次有給休暇の平均取得日数（率）は7.5日（28.9%）

平成23年度（1年間）の「常用労働者（正社員）」の年次有給休暇の平均取得日数は、7.5日（前年8.1日）で、平均取得率は、28.9%（同30.4%）となっている。

取得率では、「教育、学習支援業」「製造業」がそれぞれ36.7%、34.0%と高い。

「パートタイム労働者」の平均付与日数、平均取得日数及び取得率は17.1日（前年17.5日）、7.4日（同7.7日）、43.4%（同44.0%）となっている。

（表13、付表20）

表13 年次有給休暇（常用労働者（正社員）N＝461・事業所割合  
パートタイム労働者N＝168・事業所割合）

（単位：日，%）

		常用労働者（正社員）			パートタイム労働者		
		平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率	平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率
全	体	26.0	7.5	28.9	17.1	7.4	43.4
業 分 類	建設業	25.9	6.7	26.0	15.6	7.9	50.4
	製造業	25.8	8.8	34.0	15.8	7.6	48.2
	情報通信業	24.6	5.8	23.6	40.0	1.0	2.5
	運輸業、郵便業	22.7	7.2	31.7	21.3	4.8	22.7
	卸売業、小売業	27.1	7.0	25.7	19.3	7.8	40.6
	金融業、保険業	31.4	8.6	27.5	30.0	13.0	43.3
	不動産業、物品賃貸業	24.9	6.2	24.8	20.4	5.8	28.4
	学術研究、専門・技術サービス業	27.3	7.6	27.8	14.8	11.3	76.3
	宿泊業、飲食サービス業	25.1	6.9	27.4	14.3	5.2	36.0
	生活関連サービス業、娯楽業	21.4	4.9	22.9	13.4	7.4	55.3
	教育、学習支援業	22.0	8.1	36.7	8.9	3.3	37.1
	医療、福祉	27.1	7.9	29.0	16.8	7.5	45.0
	サービス業	27.0	9.0	33.3	16.0	7.2	45.2
	その他	31.5	7.0	22.2	0.0	0.0	0.0
規 模 分 類	10～29人	22.3	7.4	33.1	15.5	6.4	41.1
	30～99人	26.3	7.5	28.6	16.8	7.8	46.0
	100～299人	28.8	8.5	29.6	17.9	8.2	46.0
	300人以上	31.5	7.1	22.6	18.9	7.5	39.9

## 15 多様な休暇制度

### 妻が出産した場合の夫の休暇 52.9%，リフレッシュ休暇 16.0%

従業員の福利厚生としての多様な休暇制度について、本調査では有給無給別に調査した。

「健康診断(人間ドック)休暇」は、27.5%で導入している。

「リフレッシュ休暇」は、16.0%で導入している。

「ボランティア・ドナー休暇」及び「1年以上の長期休暇」の導入はそれぞれ 5.5%、5.7%と調査項目中で低率となっている。

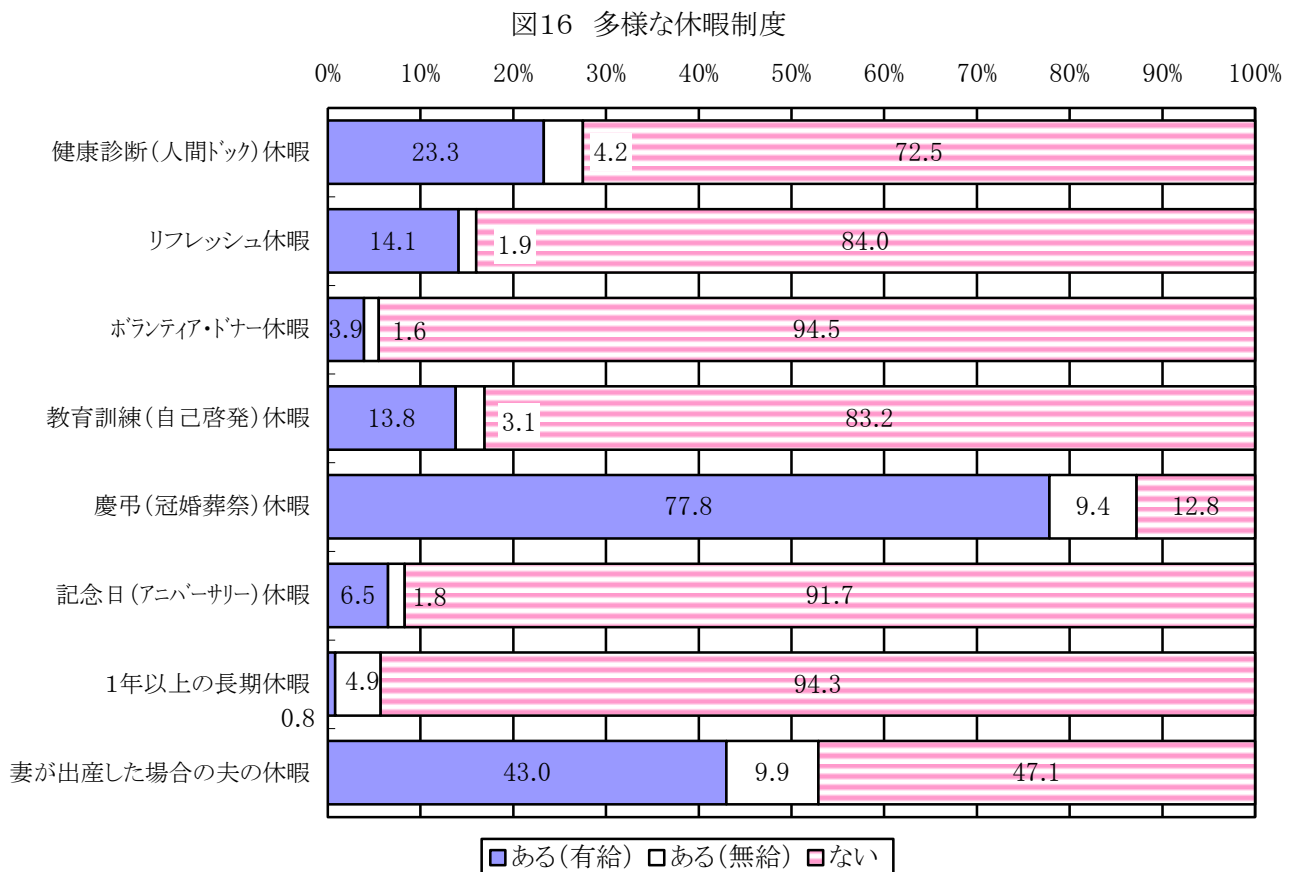
「教育訓練(自己啓発)休暇」は、16.9%で導入している。

「慶弔(冠婚葬祭)休暇」は、87.2%で導入しており、有給としている割合も 77.8%と高くなっている。

「記念日(アニバーサリー)休暇」の導入も、8.3%と低率である。

「妻が出産した場合の夫の休暇」は、52.9%で導入している。産業別では、「その他」「金融業、保険業」がそれぞれ 100%、66.7%と導入率が高い。

(図16，付表21)



## 16 中途採用

### 40歳代以上の中途採用者は37.5%

平成23年度（1年間）に正社員として中途採用した従業員のうち、20歳代が33.4%、30歳代が29.1%、40歳代が17.9%、50歳代が12.4%、60歳以上が7.2%となっている。

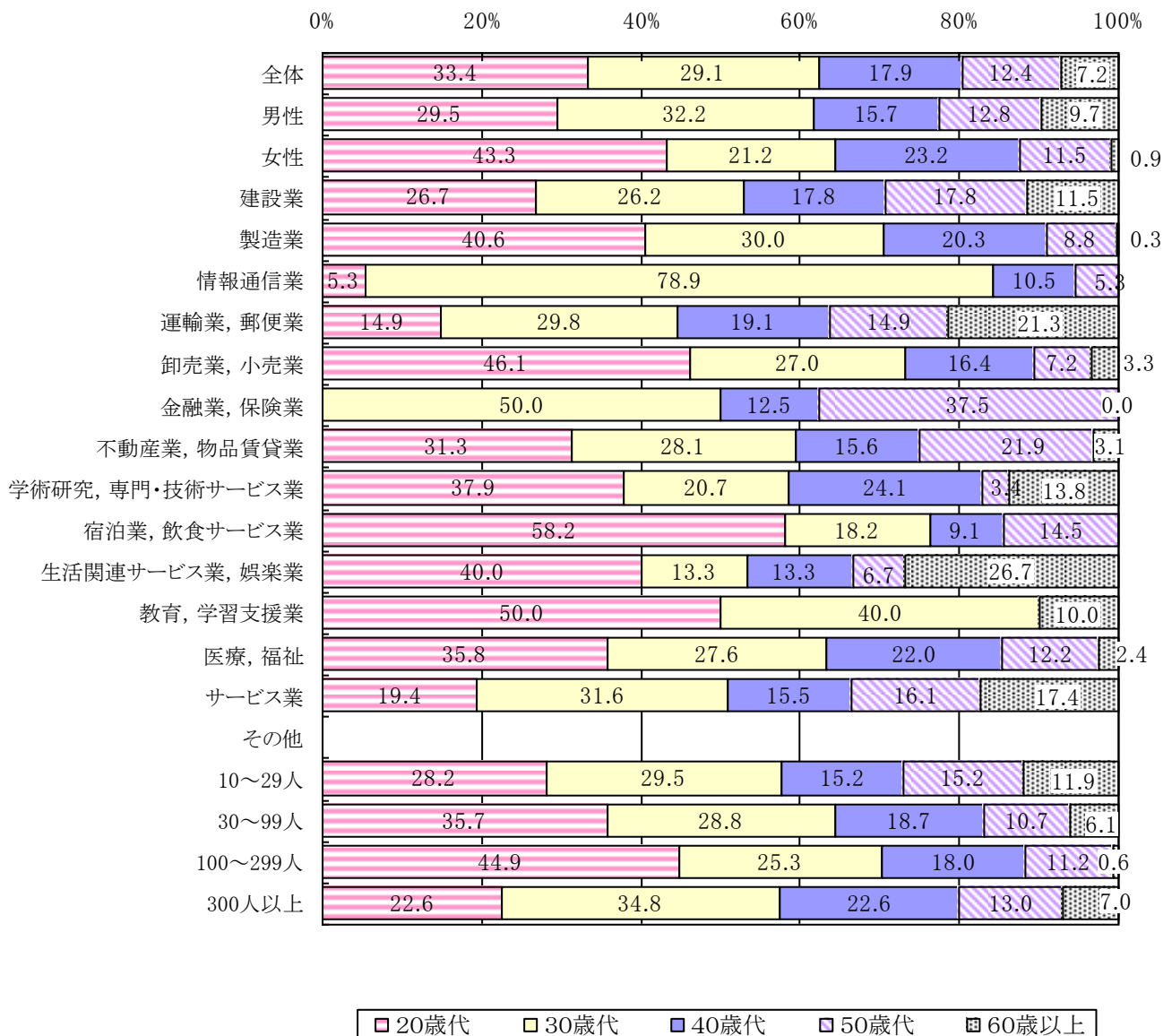
中途採用を実施した事業所の割合は45.3%（前年39.8%）となっている。

産業別では、「情報通信業」で30歳代以上の採用が多く、「宿泊業、飲食サービス業」では20歳代の採用が多い。

1事業所あたりの中途採用人員では、「運輸業、郵便業」「サービス業」がそれぞれ6.3人、6.2人と多い。「その他」では中途採用事業所がなかった。

（図17、付表22）

図17 中途採用の状況(N=1,221・労働者割合)





## 17 定年制度と定年年齢到達者の雇用

### 定年制度のある事業所は89.1%

定年制度があるとした事業所は89.1%（前年92.5%）であった。産業別では、「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」「その他」で100%となっている。

定年年齢到達者に対する雇用促進制度については、「再雇用」が49.6%で最も多く、次いで「雇用延長」の42.7%となっている。（表14、付表23）

表14 定年制度と定年退職者の雇用促進制度（N=608・事業所割合）

（単位：%）

		定年制度		定年後の雇用促進制度				
		なし	あり	雇用延長	再雇用	再就職斡旋	その他	なし
全 体		10.9	89.1	42.7	49.6	0.5	1.5	5.7
産 業 分 類	建 設 業	14.2	85.8	46.5	46.5	0.0	1.0	5.9
	製 造 業	6.3	93.7	51.0	44.1	0.0	0.0	4.9
	情 報 通 信 業	0.0	100.0	54.5	45.5	0.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	7.4	92.6	51.9	33.3	0.0	3.7	11.1
	卸売業、小売業	10.5	89.5	36.6	57.9	0.7	1.4	3.4
	金融業、保険業	11.1	88.9	37.5	62.5	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	100.0	35.7	50.0	0.0	7.1	7.1
	学術研究、専門・技術サービス業	11.1	88.9	18.8	75.0	0.0	0.0	6.3
	宿泊業、飲食サービス業	31.0	69.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	29.4	70.6	50.0	41.7	0.0	0.0	8.3
	教育、学習支援業	6.7	93.3	26.7	53.3	3.3	3.3	13.3
	医療、福祉	6.3	93.8	45.5	38.6	0.0	6.8	9.1
	サービス業	9.8	90.2	41.7	50.0	2.1	0.0	6.3
	そ の 他	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
規 模 分 類	10～29人	20.4	79.6	50.0	40.3	0.0	1.3	8.5
	30～99人	5.0	95.0	47.2	48.4	0.0	0.0	4.3
	100～299人	1.3	98.7	36.7	54.4	0.0	5.1	3.8
	300人以上	1.0	99.0	24.3	68.2	2.8	1.9	2.8

## 18 高年齢者雇用安定法への取組み

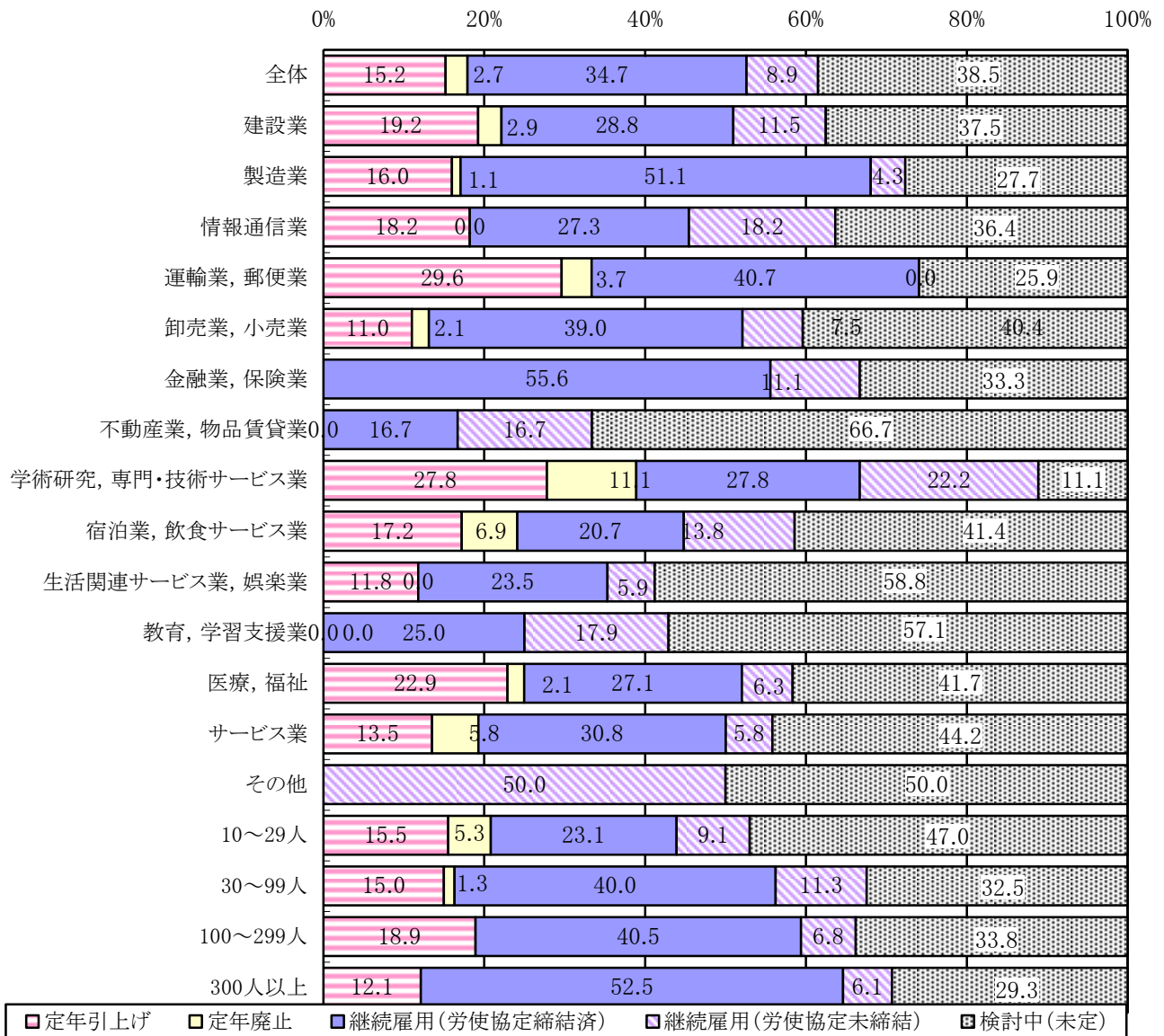
**定年引き上げ 15.2%， 継続雇用制度導入 43.6%**

高年齢者雇用安定法への取組み状況を調査したところ、「定年制を引き上げた」事業所が15.2%、「定年制を廃止した」事業所が2.7%、「継続雇用制度を導入した」事業所が43.6%（うち労使協定締結済み34.7%、労使協定未締結8.9%）、「検討中（未定）」の事業所が38.5%であった。

産業別では、「学術研究，専門・技術サービス業」では88.9%で何らかの取組がされており、「不動産業，物品賃貸業」で「検討中（未定）」としている事業所の割合が高い。

（図18，付表24）

図18 高年齢者雇用安定法への取組み(N= 597・事業所割合)



## 19 退職者の状況

### 退職理由 男性、女性ともに「転職」

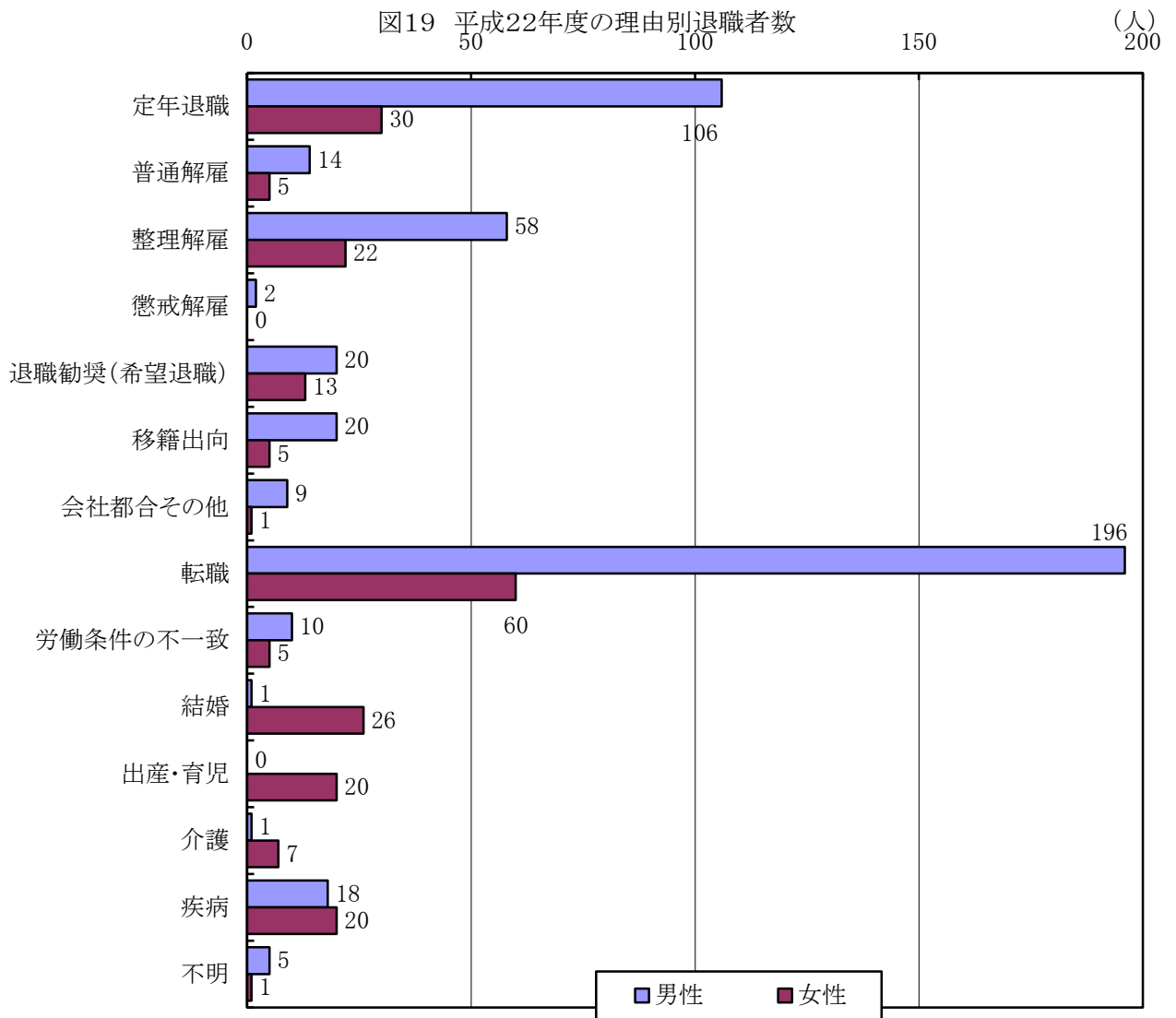
平成23年度（1年間）に退職した労働者の退職理由を調査した。

退職理由については、退職届に「一身上の都合」と記載する例が多く、実態を把握しにくいですが、事業所が理由を把握できる場合はその理由で計上するようにしている。分析に当たっては、「一身上の都合」は計数から除外する。

男性労働者の退職理由としては、「転職」が最も多く、次いで「定年」となっている。

女性労働者の退職理由でも、「転職」が最も多く、以下「定年」「結婚」の順になっている。

(図19, 付表25)



## 20 外国人労働者及び外国人研修生

### 外国人を受け入れている事業所は 2.9%

外国人労働者等を受け入れている事業所は 2.9%（前年 2.3%）となっている。

産業別に見ると、「情報通信業」が 18.2%（同 0.0%）で割合が高い。

なお、「外国人研修生」の受け入れについて、今回調査では「製造業」の 1 事業所であった。

（表 15、付表 26）

表 15 外国人労働者及び外国人研修生（N=619・事業所割合）

（単位：%，人）

	外国人労働者等の有無		外国人労働者等の有無						
	いない	いる	外国人労働者			外国人研修生			
			事業所数	人数	事業所平均	事業所数	人数	事業所平均	
全 体	97.1	2.9	17	49	2.9	1	6	6.0	
産 業 分 類	建 設 業	99.1	0.9	1	1	1.0	0	0	0.0
	製 造 業	94.8	5.2	4	30	7.5	1	6	6.0
	情 報 通 信 業	81.8	18.2	2	5	2.5	0	0	0.0
	運輸業，郵便業	96.3	3.7	1	3	3.0	0	0	0.0
	卸売業，小売業	99.4	0.6	1	2	2.0	0	0	0.0
	金融業，保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	94.4	5.6	1	1	1.0	0	0	0.0
	宿泊業，飲食サービス業	93.3	6.7	2	2	1.0	0	0	0.0
	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	教育，学習支援業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	医療，福祉	91.7	8.3	4	4	1.0	0	0	0.0
	サービス業	98.1	1.9	1	1	1.0	0	0	0.0
そ の 他	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	98.9	1.1	3	22	7.3	0	0	0.0
	30～99人	96.3	3.7	5	8	1.6	1	6	6.0
	100～299人	93.3	6.7	5	10	2.0	0	0	0.0
	300人以上	96.0	4.0	4	9	2.3	0	0	0.0

## 2.1 障害者の雇用

### 障害者を雇用している事業所は16.6%

障害者を雇用している事業所は全体の16.6%（前年18.8%）となっている。

産業別では、「金融業、保険業」が33.3%（同0.0%）と最も割合が高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が30.8%（同27.3%）となっている。

障害者を雇用している1事業所あたりの平均雇用人数は、1.9人（前年2.1人）となっている。

産業別では「金融業、保険業」が、他の産業に比べて1事業所あたりの障害者の雇用人数が多い。

（表16, 付表27, 28）

表16 障害者の雇用状況（N=619・事業所数・事業所割合・人数）

（単位:所, %, 人）

		障害者の雇用状況				雇用人数	
		雇用していない		雇用している		人数	1事業所平均
		事業所数	構成比	事業所数	構成比		
全 体		516	83.4	103	16.6	196	1.9
産 業 分 類	建設業	94	86.2	15	13.8	16	1.1
	製造業	68	70.1	29	29.9	46	1.6
	情報通信業	9	81.8	2	18.2	7	3.5
	運輸業, 郵便業	25	92.6	2	7.4	3	1.5
	卸売業, 小売業	136	87.2	20	12.8	48	2.4
	金融業, 保険業	6	66.7	3	33.3	24	8.0
	不動産業, 物品賃貸業	9	69.2	4	30.8	3	1.0
	学術研究, 専門・技術サービス業	15	83.3	3	16.7	3	1.0
	宿泊業, 飲食サービス業	26	86.7	4	13.3	12	3.0
	生活関連サービス業, 娯楽業	13	76.5	4	23.5	4	1.0
	教育, 学習支援業	28	93.3	2	6.7	2	1.0
	医療, 福祉	41	85.4	7	14.6	8	1.1
	サービス業	44	84.6	8	15.4	20	2.5
	その他	2	100.0	0	0.0	0	0.0
規 模 分 類	10~29人	263	92.6	21	7.4	21	1.0
	30~55人	89	87.3	13	12.7	22	1.7
	56~99人	41	69.5	18	30.5	19	1.1
	100~299人	51	68.0	24	32.0	46	1.9
	300人以上	72	72.7	27	27.3	88	3.3